平成二十七年二月二十

日

金曜日

第

二 千 六

百 二 十

四

号

次

目

示

告

公 示 道路の供用開始 道路の区域変更

介護保険指定居宅サービス事業所の指定 特定非営利活動法人の定款変更認証申請

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

公共測量の終了 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

開発行為の工事の完了

同 道 路 維 持 課)

(環境生活政策課) 九九

00 00

同

(高齢福祉課)

00

0

類の道 種路

設 地 政 策 課 課 0 0

**建** 同 同 同 同

建 角

築

指

導

課

9

県道

九<br/><br/>七<br/>>>

岐阜県告示第九十五号

告

示

**道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を** 

次のように変更したので告示する。

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田

八 <b>篠</b> 百 津原 線		路 線 名	
先まで 一一一六番一七地 同 郡同 町同 字同	先から 屋ヶ鼻一一二四番二〇地 加茂郡八百津町潮見字鳥	区間	
後	前	別前変区 後更域	
型 工 二	四五八九九	ル (メート ト 幅	
<u></u>	1二六 0	ル <sub>(</sub> メート 長	
		備	
		考	

岐阜県告示第九十六号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

なお、 その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

岐 阜 県 公 報

毎週

(金曜日) 発行

平成二十七年二月二十日

県道

七中野方線

洞七六八番五地先まで同 郡同 町同 字島

後

<del>7</del>.

<u>=</u>5

<del>字</del> 五

洞一〇四番八地先から加茂郡八百津町福地字小

前

껄

. 九 四

**같** 쯔

類の道 種路

路 線 名

X

閰

別前変区 後更域

メート

ル (メート・ 延

> 備 考

員敷 地 の幅

長

岐阜県告示第九十七号

# 持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事

古 田

	県道 八百 津線	
先まで   一二四番二一地   一字同	を を を を たり を たり は たり は たり は たり は たり は たり	名 区 間
後	前	別前変区 後更域
<b>☆</b> の 菜・0	14.0	ル ( メー ト 幅
1四八• ()	一五八• 0	ル(メート長
		備
		考

類の道 種路 路 線 名	県道 八百 津線	
区間	先から 屋ヶ鼻一一二四番三八地 屋ヶ鼻一一二四番三八地	先まで 一一二四番二一地 同 郡同 町同 字同
別前変区 後更域	前	後
ル ( メー ト 幅	T+0	<b>☆</b> 奈 ○
ル (メート 長	一五八• 0	1四八• ()
備考		

平成二十七年二月二十日

岐

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

次のように変更したので告示する。

道路法(昭和二十七年

岐阜県知事 古 田

+法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	からからのこれでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	区 間 別前変区域 退 見 動
項 の 規 定	<b>奈</b> <b>奈</b>	140	ル (メート ト 幅
	125~0	一五八• 〇	ル <sub>(</sub> メート ト
道路の区域を			備考
	類の道	7	

岐阜県告示第九十八号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維 |及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事

古

田

ļ		類の道 種路	
七宗	中 野 方 <mark>象</mark>	路 線 名	
七二九番三地先まで 同 郡同 町同 字同	洞七三七番二地先から加茂郡八百津町福地字島	区間	
後	前	別前変区 後更域	
· 个 - 个	写 元 八	ル ( メー ト 幅	
11<0.0	六0•0	ル <sub>(メート</sub> 長	
		備考	

岐阜県告示第九十九号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十七年二月二十日

類の道 種路
路 線 名
区
間
別前変区 後更域
後更域ル(人)の幅
ル (メート 長
備
考

岐阜県告示第百一号

用を開始するので告示する。

道路法

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

	恵
嵩	那 泉
内山三二(ノイー・サタカ	可児郡御嵩町美佐野字奥
後	前
0 强(()	<b>〒</b> 0 元0
110• <	110• <

岐阜県告示第百号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田

県 道	類の道 種路	
八篠	路	
八篠 百 津原 線	線	
	名	
一三七番二地先まで 一三七番二地先から 一四三番二地先から 加茂郡八百津町潮見字本郷	区	
<b>一</b> 四六个 0	ル (延 ) メ ー ト長	
章 <b>平</b> 京成 三	の 期 日 始	
<b>三平</b> · 成 · :	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考	

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

公

示

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人と一たす

請の

あった年月日

平成二十七年一月六日

代 の 氏 名 西鶴園 弥生

五四三二 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字和泉四五番地の

定款に記載された目的 この法人は、障害児・者が地域で地域生活できる社会

に対して、障害を持った人たちの自立支援に関する事業 の実現を図るため、障害を持った人たちや地域の人たち 平成二十七年二月二十日

県道	類の道 種路	
御恵	路	
嵩那線	線 名	
三一〇八番一地先地内可児郡御嵩町美佐野字奥洞山	区間	
-110• /\	ル <sub>(</sub> 延 )メート長	
<b>章平</b> · 成 · iii	の期日	
二 <b>平</b> · 成 二	ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考	

又畫

四 五

主たる事務所の所在地

岐阜県加茂郡七宗町上麻生二四四二番地の五

岐

マライゼーション社会の実現に寄与することを目的とす 暮らしやすい地域づくりに関する事業を行い、

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田

Ξ 申請のあった年月日 特定非営利活動法人の名称 တ 氏名 特定非営利活動法人イベント倶楽部 平成二十七年一月十九日 優美子

定款に記載された目的 などにより、まちづくりの推進に寄与することを目的と 種団体との新たなパートナーシップを形成していくこと 互の交流につながるまちづくりに関する事業を行い、各 この法人は、主に可茂地域の住民を対象として住民相

## 介護保険指定居宅サービス事業所の指定

より次のとおり公示する。 一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十条第一項の規定に基づき同法第四十

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事 古 田

	は氏名
	事業所の名称
	事
	業
	所
	စ
	所
	在
	地
	の 種 類 類
	年指
	月
_	日定

有限会社

I

事業者の名称

	動法人安穏塾	位定非営利活
I	ーピスセンタ	野の風デイサ
	五七一	高山市丹生川町新張三二五
		通所介護
	ŧ.	平 成

五

動特

### 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十 八条第二号の規定により次のとおり公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事
古
田

≂Ψ · 成 · ≜	用 具 販 売 祉	=	Ĭ			下息	可児市下惠土五三	豆	ゑ	びすや 社	ゑ	びすや社
<b>= 平</b> ∴ 	貸福和用具	=	Ě		芸	下恵	可児市下惠土五三	豆	ゑ	びすや 株式会社	ゑ	びすや社
年廃 月 日止	の 種 類	地	在	所	の	所	業	事	和	事業所の名称	名称	又事業者の名

## 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定 により次のとおり公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十九条第一項の規定に基づき同法第四

平成二十七年二月二十日

皆生 切石の	事業所の名称	
大垣	事	
市	業	
<b>大垣市安井町</b>	所	
	の	
一丁目一〇	所	
0	在	
	地	
居宅介護	の 種 類ス	
平成	年指	
JJX	月	
	日定	

岐

6	2	4号
		プライズ
		ター介護支援セン
		_
		支援
		動法人安穩塾
		ピスセ
		ンター 五 七一 高山市丹生川町新張三二五

## 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

五条第二号の規定により次のとおり公示する。 介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅

平成二十七年二月二十日

#### 岐阜県知事 古 田

≡ 平 · 成	支援名介護	多治見市前畑町二 二七	援事業所 センター たじ アバンセ介護	ポート オート 株式会社アバ
≕ 平 · 成	支援名介護	〇三 一グリーンピュー坂上一多治見市坂上町一〇 二九	け橋ケアプランか	サービス ファニチャー
年廃 月	の種 類	事業所の所在地	事業所の名称	事業者の名称

## 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

第一号の規定により次のとおり公示する。 第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の二第一項の規定に基づき同法

平成二十七年二月二十日

#### 岐阜県知事 古 田

又 は 氏 名
事業所の名称
事
業
所
の
所
在
地
の種類
年指
月
日定

## 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護予防 通所介護

平成 一・五

介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、 同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定に基づき指定

平成二十七年二月二十日

岐阜県知事

古

田

びすや び 株式会社 ゑ 株	びすや ゑ 株	又は氏名事業者の名称事
びすや 桑	びすや を な を を を を を を を を を を を を を を を を を	事業所の名称
可児市下恵土五三〇三	可児市下恵土五三〇三 二	事業所の所
=	=	在地
用具販売 予防福祉護	貸与 福護予防	の種類
<b>= 平</b> - 成 - i≣	= 平 一· ≘	年廃 月 日止

## 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定 により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項第四号 (廃業等) の規定に基

平成二十七年二月二十日

日取消年月
名 称 号 し は
氏代 名表 の
の所在地 主たる営業所
許可番号
取り消した工事業

			ĺ							Γ
法律第百八	和二十四年	測量法(昭和二十四年法律第百八公共測量の終了		管工事業	二一般二十二十二二十二二十二二十二二十二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十	番地の一村之内四三二	正 役 代表 取屋 網	株式会社設	二七平 十三月十	第26
 	川 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	大野郡白川村四年業地域		業ので大工工事	四一般二十九一	丁目二四番 三	柴田民雄	<b>築</b> シバタ建	二七平成二十日月十	2 4号
司 二十七年一月二十二日まで平成二十六年八月十九日から作業期間	七年一月二十二日ま六年八月十九日から	司 平作 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	<u> </u>	建築工事業	〇 二 <u>般</u> 二十二 八 五八	<b>丁目一七番地</b>	貞 巻 村 山 総	クラフト かえ会社	十七平	
(航空レーザ測量) 電北陸地方整備局神涌	(航空レーザ測量)省北陸地方整備局流	二 作業種類 国土交通公		とび・土工工事業	九一〇二〇七	四四八番地	森田圭司	業リタ興	十七平	
		作業機関		塗装工事業	〇 一 般 二 十 四 二 二	水五 四 門	福田正人	プラスピ	十七平 六日 月十	岐阜
一十日の記録を	平成二十七年二月二十日 第三項の規定により公示 第三項の規定により公示	四条第三項の規定により公示する。 四条第三項の規定により公示する。		電気工事業	六 <u>般</u> 二十 二三	二丁目六二	河村信男	商会電機	十七平四日 月十	- 県 2
・通口があった。一法律第百八十法律第百八	アンと買り	第二項の規定により国土交通省北陸第二項の規定により国土交通省北陸測量法(昭和二十四年法律第百八		電気工事業	九一〇一四〇	号二丁目八番一岐阜市水海道	清 役 代表取締	有限 会社	七七平 日年 一月十	公 報
	量 の終了 	公共測		建築工事業	一四九三五	一三番地の二 伏屋三丁目二 明島郡岐南町	明生 七 古田 紹	富田建材	七七平日年成二月十	<u> </u>
大澤正男	大澤建築	二七平八日月十		ガラス工事業	一般二十二五	田一 五五	哲 代表取締	限会社・インスのでは、そのでは、そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	五七平日年成二月十	·成27年2月
弘 役 代 表 小 解	ルパストー 株式会社	二十七日平成二十		業築及び大工工事	七九六七	一 伏見一〇二九 一	鍵谷正美	鍵谷建築	五七平日年成一月十	[20日 (
秀世 代表取締 浦締	杉浦 建 設 社	二十七日平成二十		造風工事業	一六五四二	今尾三〇八六	啓太 役 養 藤 締	材半 建 設 社	月六平十二十	( 102 )

業	五00八	一〇六四			二十八日
建築及び大工工事	般	可児市西帷子	大澤正男	大澤建築	平成二十
	Ξ	一番地	弘	ル	二十七日
及びほ装工事業	八五〇一一	町 010	役小川	パストー	七年一月
土木、とび・土工	般	高山市松之木	代表取締	株式会社	平成二十
	五		秀世		二十七日
	七〇〇四三	九四七 八五	<b>役</b> 杉浦	杉浦建設	七年一月
とび・土工工事業	般二十一	恵那市明智町	代表取締	株式会社	平成二十

#### 公共測量の終了

第三項の規定により公示する。 測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十 項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

岐阜県知事

古

田

作業種類

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十七年二月二十日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社